

# 事業所情報（認知症対応型共同生活介護）

(令和 7年 8月 1日現在)

事業所名
ケアホーム春らんまん五福

## 1 基本情報

所在地：	富山市五福 5993-1		
TEL：	076-471-6375	ホームページ：	aim-care.jp
FAX：	076-471-6376	E-Mail：	haruranman@snow.ocn.ne.jp
事業所までの交通手段：JR 富山駅よりバス停畠中にて下車後、徒歩 3 分			
事業所開設年月：平成 29 年 5 月 1 日			
介護保険事業者番号：	1690100944	介護保険指定年月日：	平成 29 年 5 月 1 日
敷地面積：	1184.47 m <sup>2</sup>	建物面積：	529.560 m <sup>2</sup>
開設者（経営法人）：	アイムケア株式会社 代表取締役 高橋賢一	設置主体（開設者への委託元等がある場合）：	
管理者名：	齊藤 和子		

## 2 事業所の職員体制

職員総数	常勤職員：	10 名	非常勤、その他：	15 名	計：	23 名
職員の専門資格の保有状況（複数の資格保有は重複記載）	医師：	名	介護福祉士：	18 名	介護職員初任者研修修了者：	9 名
	看護師：	名	理学療法士：	名	作業療法士：	名
	准看護師：	名	保健師：	名	栄養士：	名
	薬剤師：	名	介護支援専門員：	5 名	社会福祉士：	名
	（上記以外の資格であって事業所として公表したいものの状況）資格名称					：人数

### 3 事業所の方針（運営の方針）

- 家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上のお世話、及び機能訓練を24時間体制下で行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとする。
- 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立った共同成果介護の提供に努める。
- 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

### 4 サービス内容

ユニット数	2ユニット
定員	18名
居室面積	最小： 11.44 m <sup>2</sup> 最大： 11.44 m <sup>2</sup>
居室備付設備等	介護用ベッド、エアコン
協力医療機関	浅地内科医院
協力歯科医療機関	高島歯科クリニック
連携・支援先 介護老人福祉施設 介護老人保健施設	特別養護老人ホーム 白光苑
入浴回数、時間の選択の可否	可
入浴設備の状況（一般浴・特浴）	一般浴：1か所 椅子浴：1か所
主な機能訓練の内容	日常生活上の作業（生活支援）、全身体操、歩行訓練、
主なレクリエーションの内容	散歩、歌、塗り絵、貼り絵など
嗜好品の持込制限の有無 (有りの場合の内容)	有（アルコール類、煙草は持ち込み不可）
家族等の面会可能時間	24時間可（感染状況にあわせ、時間変更や制限あり）
家族の宿泊の可否	可
地域との交流内容	地域行事、施設内行事への相互参加
介護相談員の受け入れの有無	有
家族会・利用者による自治会等の活動状況	地域のお祭り等に参加

## 5 サービス利用のために

利用申込窓口電話番号	076-471-6375		
保険給付対象内の 利用料金 (要介護度別の平均的な 1月あたり自己負担額)	要介護1 : 29464円 要介護3 : 31593円 要介護5 : 32562円	要介護2 : 30727円 要介護4 : 32171円	
<b>【利用者の方の所得等により自己負担額が大きく異なる 場合がありますので、契約前に十分にご確認下さい。】</b>			
その他の費用 (保険給付対象外)	家賃 : 75000円 食材費 : 58500円 光熱水費 : 19500円 リネン費 : 1,500円 オムツ代 : 実費 理髪代 : 実費		
申込時の注意事項	要支援2、もしくは要介護1から5の要介護者で共同生活を営むこと が可能な認知症の方かつ富山市に住所のある方が入所可能です		
苦情等受付窓口電話番号	076-471-6375		

## 6 事業所の情報提供資料、見学、実習生・ボランティアの受け入れ

事業所が利用申込者等に提供している資料名 (重要事項説明書、パンフレット等)	事業所の見学 の可否	実習生の受け 入れの有無	ボランティアの 受け入れの有無
・重要事項説明書 ・パンフレット	可	有	有

## 7 その他の特記事項（サービス利用にあたっての留意事項等）

1. 認知症でない場合、又は認知症の状態にあるもので、次のいずれかに該当する場合は利 用できません。 ・認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。 ・認知症に伴う著しい異常行動がある場合。
2. サービスの提供にあたり、やむなくサービスの提供の一部を差し控える場合があります。 ・利用者本人がサービス提供行為を強く拒まれ、かつ利用者家族がその意思に同意した 場合。 ・サービス提供期間中に前号の状態になった場合。